

改正電気通信端末機器技術基準適合認定等制度に関する Q & A

(平成 21 年 8 月)

{ 登録認定機関への認証等の申込 }

(1 認証等の申込を行える者)

Q 1 登録認定機関に設計認証を求めることができる者について特に制限はあるのか？

A 電気通信事業法では、端末機器を取り扱うことを業とする者として特に制限していませんが、製造業者、輸入業者のほか、販売業者、修理業者等が想定されます。

ただし、申込の審査にあたっては登録認定機関が設計に基づく端末機器の何れもが当該設計に合致するものとなることを確保することが認められるときに限り、設計認証を行うこととされています。

したがって、申込者においてこうした体制が取られていることを証する資料（例えば、製造業者以外の者が申込者となる場合、製造者と申込者の役割分担を証する資料）が必要となります。

(2 申込者等)

Q 2 申込書の代表者は、代表権を有する者に限られるのか？

A 制度改正（平成 16 年 1 月 26 日）後は、技術基準適合認定等を受けた法人名及び法人の代表者の氏名等を登録認定機関から総務大臣あて報告し、総務大臣がこれら事項について官報で告示することとしています。

このため、申込者欄には、法人全体を代表する者の役職名及び氏名を記載していただきます。なお、代表者の押印又は自筆の署名は必要ありません。

Q 3 申込責任者とはどのようなものか？

A 申込責任者は、申込に係る端末機器の製造及び品質管理等について責任と権限を有する者で、その者の役職名及び氏名を記載し、押印又は自筆の署名をしていただきます。申込責任者は、代表者と異なっても構いません。

また、申込責任者の印は、業務上、法律行為（契約、諸官庁への届出等）を行うときに使用している印とします。

(3 試験結果報告等書類)

Q 4 従来、書類審査を原則としていたが、改正（平成 16 年 1 月 26 日）後はどうなるのか。また、試験結果報告等書類とは何か？

A 改正後も書類審査を原則とします。ただし、申込の際、次の資料（「試験結果報告等書類」）

を提出する必要があります。

電気通信事業法第87条第1項第2号の較正等を受けた測定機器等(その較正等を受けた日の属する月の翌月の1日から起算して1年以内のものに限る。)を使用して試験を行ったものであることを証する資料。

総務省告示第99号(平成16年1月26日)で定める試験方法又はこれと同等以上の方法により行った試験(技術的条件については、当該技術的条件に係る電気通信事業者、当協会及び申込機器に係る製造業者等の三者で合意した試験方法、その他合理的と認められる方法により行った試験。)であることを証する資料。

Q5 使用した測定器等の較正等状況を証する資料とは具体的にどのようなものか？

A 試験の際、使用した測定器等ごとに次の事項を記載していただきます(指定較正機関又は計量法第143条の認定事業者から較正を受けた自社測定器による自社較正の場合は、当該自社測定器の較正状況について記載すること。)

名称又は型式 製造業者名 製造番号 較正等の年月日 較正等
を行った者の氏名又は名称

Q6 試験結果報告等書類は、外国で行った較正及び試験でもよいか？

A 外国で行った較正及び試験であっても次の条件を満たしていれば試験結果報告等書類として扱います。

独立行政法人情報通信研究機構又は電波法第102条の18第1項の指定較正機関が行う較正に相当する較正等(その較正等を受けた日の属する月の翌月の1日から起算して1年以内のものに限る。)を使用して試験を行ったものであることを証する資料。

総務省告示第99号(平成16年1月26日)で定める試験方法又はこれと同等以上の方法により行った試験であることを証する資料。

Q7 試験結果報告等書類を作成するにあたり、ISO17025の登録等、何らかの資格要件が必要とされるのか。また、第三者に委託することは可能か？

A Q4の回答の要件を満たしていれば資格等は問いませんし、第三者に委託することも可能です。

Q8 試験結果報告等書類に代えて、認定試験事業者が作成した試験結果証明書を提出することは可能か？

A 今回の制度改正により認定試験事業者制度は廃止されました。改正後は、Q4の回答の要件を満たしている試験結果報告等書類の提出が求められます。

Q9 試験結果報告等書類を提出出来ない場合は、どうすればよいのか？

A 認証等の申込に係る端末機器を当協会に持参していただき、当協会において試験を行うこ

とができます。

なお、当協会では、申込者の同意を得て第三者に試験を委託する場合があります。

(4 確認方法書)

Q10 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（以下「認定等規則」という。）別表第三号の確認方法書に代えてISO9000等の登録証の写しを提出することは可能か？

A 端末機器の取扱いに係る工場等の全部が確認方法書に掲げる事項の全てに適合していることを証するものとしてISO9001:2000又はTL9000(JQA)の何れか又はこれに準ずる登録証（写し）の提出に代えることができます。

ただし、当該認証規格がカバーしていない事項については説明資料の提出が必要です。

(5 名称変更 (OEM供給))

Q11 認証設計を受けた者（認証取扱業者（甲））から乙が製品の供給を受けて自社（乙）のブランドで販売する場合、どのような手続きが必要か？

A 現在、当協会では、以下の2つの方法があります。

__認証取扱業者の求めに応じて相手先商標・名称変更登録証明書を発行しております。

制度改正後は、認証取扱業者甲が、認定等規則第19条第5項の規定に基づき総務大臣に端末機器の名称の変更を届出ることが義務づけられています。

なお、この場合、総務大臣に提出した「氏名又は名称等変更届出書」の写しを当協会に提出していただきます（業務規程第23条第2項）。

乙の求めに応じて新たに認証取扱業者になることができる「OEM供給」申込を受け付けています。既認証取扱業者の承認が必要ですが手数料は格安で、総務大臣への報告も当協会が行いますので「氏名又は名称等変更届出」は不要です。この場合、新たな認証番号が付与されます。

(6 名称の追加 (OEM) 供給、その他)

Q12 認証取扱業者（甲）が自社ブランドで端末機器を販売すると並行して、他者（乙）に当該認証設計に係る端末機器を供給し、供給を受けた者乙が乙社ブランド（名称の追加）で販売する場合、新たな認証等が必要か？

A 設計認証は、抽象的概念としての端末機器を設計単位（当該設計に合致することの確認の方法を含む。）で認証することによって当該認証設計に基づき製造された端末機器に認証マークの表示を付すことができる効果を付与するものです。

したがって、例え、名称の変更、追加がなされた場合でも認証取扱業者（甲）が当該認証設計に基づき製造し、所要の検査を行い設計合致義務を履行したうえで認証マークの表示を付する限り、新たな認証等は不要でQ11の回答のとおり甲が名称変更の届出を総務大臣に行えば足りるものです。

なお、この場合、総務大臣に提出した「氏名又は名称等変更届出書」の写しを当協会に提出していただきます（業務規程第23条第2項）。

ただし、名称の追加に伴い新たな認証番号を付与したい場合、甲の求めに応じて当協会は「名称変更」の申込を受け付けます。この場合も手数料は格安で、総務大臣への報告は当協会で行いますので、「氏名又は名称等変更届出書」は不要になります。

（7 認証取扱業者に係る企業再編）

Q13 認証取扱業者（甲）から営業譲渡を受けた乙が営業譲渡に係る認証設計に基づき、端末機器を製造・販売する場合、どのような手続きが必要か？

A 営業の譲渡は、一定の営業目的のために組織化され、有機的一体として機能する財産の全部又は重要な一部を別法人に営業単位で権利義務が「特定承継」されるものです。

したがって、認証設計に基づく端末機器の製造・管理・販売等設計合致義務を履行する人的・物的組織体が別法人たる乙にそのまま移行すると認められることから、認証取扱業者（甲）から営業譲渡を受けた乙は、新たな設計認証を得る必要はありませんが、認定等規則第19条第5項の規定に基づき総務大臣に「氏名又は名称等変更届出書」を提出することが義務づけられています。

なお、この場合、総務大臣に提出した「氏名又は名称等変更届出書」の写しを当協会に提出していただきます（業務規程第23条第2項）。

Q14 分割又は合併により認証取扱に係る営業を承継した法人が承継に係る認証設計に基づき、端末機器を製造・販売する場合、どのような手続きが必要か？

A Q13の営業譲渡の場合と同様です。なお、この場合、総務大臣に提出した「氏名又は名称等変更届出書」の写しを当協会に提出していただきます（業務規程第23条第2項）。

（8 一部変更）

Q15 従前あった一部変更の取扱いはどうなるのか？

A 一部変更に係る審査手数料の減額に関する省令は廃止されましたが、一部変更の取扱いは従前のとおりです。一部変更の範囲は業務規程別表第6号をご覧ください。

Q16 これまで一部変更の認証番号について、基本的機能等の変更がないため、既認定機器と同じ認証番号を表示することが認められてきたが、今後とも同様の扱いが認められるのか？

A 認証を受けた認定機関に既認証設計の一部変更の申込をされた場合は、今後とも従来同様の取扱い（既認定機器と同一の認証番号の符定）を行います。

なお、認証番号が既認定機器と同一で機器の名称のみを変更する所謂「異名同番」につい

ては総務大臣に名称変更の届出を行うことが必要ですが、今後は認定機関で代行することもできるようにしました。(業務規定第77～79条)

Q17 施行(平成16年1月26日)前に指定認定機関から認証を受けていた端末機器の一部変更について自己確認をすることができるか？

A 法令上、これを禁止する明文の規定はありませんが、この場合、既認定機器と同一の認証番号を符定することはできません。また、一部変更については既認定機器との同一性、継続性の確保が極めて重要であることから、既認定機器について認証を行った認定機関から一部変更の認証を受けることが適当と思われます。

(9 端末設備等規則第9条に関する審査)

Q18 平成14年2月28日の「認証事務の変更点」において、事業用電気通信設備に直接接続するように設計されていない端末機器で後位の端末機器との接続が無線による場合(無線LAN機器)は、第9条については認定対象外とされていたが、今後もこの扱いは継続されるのか？

A この扱いは、当該端末機器の前位に位置する既認定端末機器が当該適用回線に係る技術基準を全て満たしており、当該端末機器の製造業者等が第9条の規定を担保することを前提として、この度実施された自己確認を先取りする形で、一時的に認証の対象外としたものでした。

今後は、自己確認を採用される端末機器製造業者等は、第9条のみの端末機器についても自己確認を実施し、総務大臣に届出をしていただく必要があります。

また、自己確認を採用されない端末機器製造業者等は、当該端末機器について登録認定機関による認証を受ける必要があります。

Q19 Q18の場合、設計認証に表示する番号はどうなるのか？

A 接続する前位認定機器の適用回線が特定されている場合は、当該適用回線に係る番号を、適用回線が特定されていない場合は、「技術基準・専用回線」を示す「D」を冠する番号を表示します。

(10 設計合致義務)

Q20 設計合致義務とは何か？

A 設計認証とは、個々の端末機器ごとに個別に審査・認定を行うことなく、設計単位(当該設計に合致することを含む。)について認証することによって、当該認証設計に基づき製造された複数の端末機器について技術基準適合認定の効果を与えるものです。

このため、設計認証を受けた者(認証取扱業者)に対し、認証設計に基づき実際に製造された端末機器が認証設計に合致することを義務づけています(電気通信事業法第57条)。

Q21 登録認定機関から設計認証を受けた者（認証取扱業者）は、出荷する前に端末機器の検査を行い、検査記録を作成することとされているが、どのような検査を行う必要があるのか？

A 認定等規則別表第3号に定める確認方法書中、端末機器の検査に関する手順、方法によって行い、検査に係る設計認証番号 検査を行った年月日及び場所 検査を実施した責任者の氏名 検査の方法 検査の結果を検査記録に記載し、10年間保存することが必要です。

{ 審査手数料 }

Q22 試験結果報告等書類を提出した場合の審査手数料は、従来に比べて安くなるのか？

A 従来、認定試験事業者の試験結果報告書が添付されていた場合、手数料が減額されていました。今回、試験結果報告等書類の提出があった場合、これと同様、手数料を減額し、従来の「試験結果報告書等の提出有り」の手数料を適用しています。

この結果、料金は10%から20%程度安くなっています（詳細は手数料をご覧ください。）

Q23 試験結果報告等書類を提出せず、申込機器に係る端末機器を提出した場合の審査手数料はどうなるのか？

A 当協会では端末機器の試験をする必要があるため、試験に要する費用が加算されます。具体的には、従来の「一般」の料金表の額に25%程度加算した金額となります。

したがって、試験結果報告等書類を提出される場合と提出されない場合の料金を比較すると約50%程度の差が出ます（詳細は手数料をご覧ください。）

Q24 大口割引の仕組みはどうなっているか？

A 前年度において、技術基準適合認定等（技術的条件を含む。以下同じ。）の申込件数が15件以上あった申込者（申込代行者を含む。以下同じ。）の当年度の技術基準適合認定等の申込（試験結果報告等書類が添付されている申込に限る。以下同じ。）又は当年度において、技術基準適合認定等の申込件数が7件を超えた申込者の超過申込（8件目から）に係る審査手数料について10%割引きます。

Q25 審査手数料に係る消費税の取扱いはどうなるのか？

A 指定認定機関から登録認定機関へと移行しましたが、公益法人たる当協会が行う技術基準適合審査に係る審査手数料については従来同様非課税です（消費税法施行令第12条第2項第二号イ（3））。

また、技術的条件に係る審査手数料については課税されますが、申込者が国外の場合は輸出免税となります（消費税法施行令第17条第2項第7号）。

{その他}

(1 相談業務)

Q26 技術基準適合自己確認等について、JATEでコンサルタントは行うのか？

A 技術基準適合自己確認の届出書の作成等に関する相談業務等を行っています(業務規定70条～76条)。詳細は、ホームページに掲載していますのでご覧ください。

(2 認定証交付までの日数)

Q27 認証の審査を申し込んでから認定証の交付を受けるまでの所要日数は？

A 申込書類に不備がなければ、5日程度で交付されます(申込書受理の際、予約番号を示します)。なお、業務規程では15日を所要日数の限度としています。

(3 認定等機器の公表)

Q28 登録認定機関から認証等を受けた場合、当該事項について何時、どのような形で公表されるのか？

A 技術基準に係る認証については、登録認定機関から毎月1日から15日まで、16日から末日までの期間ごとに、それぞれの期間経過後2週間以内に総務大臣に報告、この報告に基づき総務大臣が官報で告示します(認定等規則第24条)。

なお、当協会では、官報の告示とは別に当協会のホームページに掲載しています。

{経過措置}

Q29 施行日(平成16年1月26日)前に申請し、施行日以降認証された設計認証について、電気通信事業法第57条第2項の検査記録の作成・保存は必要か？

A 施行日に現にされている認証の申請については、施行後の規定による設計認証の求めとみなされています(電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(以下「一部改正法」という。)附則第4条第1項)。

したがって、検査記録の作成・保存が必要です。この場合、申請時に提出した確認方法書に基づき検査を行います。

Q30 施行日前に認証を受けた設計に基づき、施行日以降端末機器を製造する場合、電気通信事業法第57条第2項の検査記録の作成・保存は必要か？

A 施行日前に認証を受けた設計に基づき端末機器を製造する場合、当該製造に係る検査記録の作成・保存義務を履行したものとみなされます(一部改正法附則第4条第4項)。

したがって、法第 57 条第 2 項の検査記録の作成・保存義務はありません。

Q31 施行日前に認証を受けた端末機器について、施行後に認証を受けた者の氏名又は端末機器の名称等について変更があった場合、総務大臣への変更届出は必要か？

A 施行日前に認証を受けている設計は、施行後の規定により設計認証を受けた設計とみなされます（一部改正法附則第 4 条第 3 項）。

したがって、この場合、認定等規則第 19 条第 5 項の規定に基づき様式第 6 号の届出書を総務大臣に提出しなければなりません。

なお、当協会にも、届出書の写しを提出願います（業務規程第 23 条第 2 項）。

{ 技術基準適合自己確認を行える範囲 }

Q32 技術基準適合自己確認を行える端末機器の範囲はどのようになっているか？

A 技術基準に適合することについて自己確認を行い、総務大臣に届出ることができるのは、技術基準に係る端末機器の設計とされています（これを特定端末機器といいます）。

Q33 技術基準に係る端末機器の設計が技術基準に適合することについて自己確認しないで登録認定機関に認証の申込をすることはできるのか？

A 登録認定機関の認証を受けるか、自己確認を行い総務大臣に届出るか、何れかの選択ができます。ただし、自己確認を行える者は、電気通信端末機器の製造業者又は輸入業者に限られます。

Q34 必ず登録認定機関の認証等を受けなければならない端末機器はどのようなものか？

A 一個一個の端末機器の認定を行う技術基準適合、及び電気通信事業者毎に定められた技術的条件の適合性については、自己確認を行うことは認められず、必ず登録認定機関の認定等を受けることが必要です。

Q35 一の端末機器について、技術基準と技術的条件の双方にまたがる場合の取扱いはどうなるのか？

A 法令上、技術基準の部分については自己確認を行うことも可能ですが、技術的条件については登録認定機関の認証を受ける必要があります。したがって、実務処理上は両者不可分一体のものとして登録認定機関の認証を受けられることが効率的と思われます。

アンダーラインは、平成 21 年 8 月の修正を示します。